

平成30年 10月 3日

東京都渋谷区宇田川町36-19名畑ビル3階  
株式会社ラッシャーマン  
代表取締役 川崎 貴志 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

理事長 拝師 徳彦



## 申入書

平成30年6月14日付の当法人の申入れを受け、貴社HPから「全額返金保証」の記載を削除頂きましたこと、誠に感謝致します。

もっとも、消費者保護の観点から、未だ問題のあると思慮致します記載がありますので、下記のとおり申し入れをいたします。

つきましては、本申入書に対する貴社の具体的な対応を、平成30年11月16日（金）までに、当法人までご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本申入書、貴社からの回答の有無及び回答の内容は、法人の活動目的のため、原則として、当法人のHP (<http://sapochiba.com>) において公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

また、今回は申し入れませんでしたでしたが、現在の表示では、「定期コース」の1回目が約7日分/6包であることが消費者に分かり難い箇所がありますので、「定期コース」を紹介する表示すべてに「1回目は約7日分/6包です。」との記載をすることを求めます。

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

- ご注文フォーム最下部の「利用規約 と個人情報の取り扱いに同意して申込みます。未成年者については法定代理人の同意を得ていることを確認します。」との記載のうち、「未成年者については法定代理人の同意を得ていることを確認します。」との記載を削除してください。
- 「定期コース」に記載されている、「いつでも解約可能な定期コース」の記載のうち「いつでも」という記載を削除するか、または解約方法を「いつでも解約可能」との表示に合致するように改めてください。
- 前項前段の対応をされる場合には、「定期コース」に記載されている「・中止・休止には条件があります。」の直後に解約の条件を記載してください。

## 第2 申入れの理由

### 1 申入れの趣旨1について

申入れの趣旨1で指摘したご注文フォーム最下部の「利用規約 と個人情報の取り扱いに同意して申込みます。未成年者については法定代理人の同意を得ていることを確認します。」との記載は、もともと入っている「」部分のチェックを外さないことが、申し込みをする消費者が貴社の利用規約及び個人情報の取り扱いに同意するとともに、申込者が未成年の場合には、法定代理人の同意を得ていることを確認させる形式（以下「本件形式」）になっています。

しかし、「」部分のチェックを外さないことのみで、未成年者が法定代理人の同意を得たとされるわけではなく、また、そのように擬制することもできません。

このことは、経済産業省が定めた「電子商取引等に関する準則」（以下「準則」）I-4からも明らかです。

準則I-4では、未成年者が詐術による申し込みを行った場合の民法21条の「詐術を用いた」か否かの判断について、「未成年者の場合は親権者の同意が必要である」旨を申込み画面上で明確に表示・警告した上で、申込者に生年月日等未成年者か否かを判断する項目の入力を求めているにもかかわらず、未成年者が虚偽の生年月日等を入力したという事実だけでなく、さらに未成年者の意図的な虚偽の入力が「人を欺くに足りる」行為といえるのかについて他の事情も含めた総合判断を要する」とし、取り消すことができる（詐術にあたらぬ）例として、「「成年ですか」との問いに「はい」のボタンをクリックさせる場合」をあげています。

本件形式は、準則I-4で例示されている積極的に「成年ですか」との問いに「はい」と積極的にふるまうものでなく、「」部分のチェックを外さないという「成年」であるようにふるまう態度としては極めて消極的な態度を対象にして、「法定代理人の同意を得ていることを確認」する等として未成年者取消ができないかのような誤解を与える表示になっています。

これは明らかに準則I-4に反するばかりか、未成年者取消権を定めた民法5条2項の趣旨に反する表示です。

従いまして、早急にかかる記載を削除してください。

### 2 申入れの趣旨2について

申入れの趣旨2で指摘した「定期コース」に記載されている「いつでも解約可能な定期コース」という記載は、いつでも「定期コース」を止められ、「定期コース」を解約するとの意思表示をした時点からの購入代金の発生が止められると消費者は認識するものと考えられます。

しかしながら、貴社HPの「中止・休止の条件があります。」との記載直後の「詳細はこちら」の「こちら」をクリックするとポップアップ表示において「初回時にて中止・休止の際は、商品お届け日から2日以内（土日祝日を除く）」、「2回目以降にて中止・休止の際は、商品お届け日から5日以内（土日祝日を除く）」に解約を行わなければならないとされています。

解約条件についてみると、初回商品到達後2日、それ以降商品到達後5日以内に解約の通知を行わなければならないと、解約の意思表示をした時点から購入代金の支払いを免れられるものではありません。このような取引において「いつでも」解約可能と表

示することは、明らかに実態と異なる、一般消費者に著しく有利な取引と誤認させるもので、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」）5条2項に反するものです。

したがって、申し入れの趣旨のとおり、「いつでも」との記載を削除するか、または解約についての条件を削除する等、解約方法を「いつでも解約可能」との表示に合致するように改めてください。

### 3 申し入れの趣旨3について

定期コースの解約条件については、前述のように「中止・休止の条件があります。」との記載直後の「詳細はこちら」の「こちら」をクリックするとポップアップ表示において、その内容が表示されます。

この点、消費者庁が作成した「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点（実態調査報告書のまとめ）」（以下「報告書」）では、Web 広告（PC）において、「強調表示と打消し表示が1スクロール以上離れている」ことですら、景表法5条2項に反する不当な有利誤認表示にあたる要素となるとしています（報告書2頁参照）。

しかし貴社HPにおいては、「詳細はこちら」の「こちら」部分をクリックしなければ「定期コース」の解約条件が認識できない表示になっており、報告書で問題とされている同じ画面でのスクロール以上に、消費者が解約条件の表示（打消し表示）が認識しにくい表示となっています。

このような貴社HPの表示は、景表法5条2号の有利誤認表示にあたります。

したがって、申し入れの趣旨3のとおり「定期コース」に記載されている「・中止・休止には条件があります。」の直後に解約の条件を記載してください。

以上